

◆ 「政閥形成防止法」 1枚提案書

◆◆◆ 1.定義 ◆◆◆

「政閥形成防止法」とは、政治権力の保有を制限する法律です。大きな政治権力を持つ職、すなわち、大臣、議員、知事や市長などの首長、公務員の重職、これらの同族就任を禁止するものです。一族による複数の権力保有を禁止することで、政治を家業とすること、政治家個人とその一族が強大な政治的影響力を持つことを阻止します。

◆◆◆ 2.提案の背景 ◆◆◆

- 日本は世襲議員が非常に多い。
- 世襲議員は政治改革を妨害し日本の政治にとって大きな弊害となっている。
- 世襲議員は、国民のための政治ではなく、家系のための政治をやっている。
- 政治が家業になっている家系がある。
- 有力議員の子供が行政職員になっていることがある。(これは不正採用の疑惑が拭えない。また、他の職員が気を使い、いろいろな特別扱いや忖度が起きるという問題もある。)
- 一族内に、複数の議員や行政職員、会社役員などがいることで過大な影響力を持つ一族が存在する。
- 一族による政治権力の複数保有と継承は利益誘導政治の地盤となっている。
- 政治権力の一族継承は地域の政治を腐敗させる要因である。
- 一族による複数の政治権力の保有、また、一族による政治権力の継承は、利益誘導政治の地盤となるだけでなく、一族の権力、威圧力、影響力の強化をつくり、ひいては、強権政治や独裁政治をまねくおそれがある。
- 議員の世襲にかぎっては、立憲民主党、日本維新の会、参政党、日本保守党、社会民主党による「政治資金世襲禁止法案」という中途半端なザル法が提出されているが、一族による権力の複数保有と継承については、法案の提出どころか、問題視すらされていない。

◆◆◆ 3.目的 ◆◆◆

- 国民のための権力をつくる。(権力が個人や一族のものになることを防ぐ)
- 強権政治や独裁政治を予防する。
- 利益誘導政治を防止する。

◆◆◆ 4.構想 ◆◆◆

- 「身内の者」(縁戚関係者)の範囲を定める。
- 一族による複数保有を禁止する権力、すなわち、政治的職務を定める。
- 組織・団体の地位で、政治的職務に就く者の一族が就任することによって、政閥形成の危険性が高まるものを定める。
- 一族による権力保有を制限する。
- 政閥形成を招きかねない「組織・団体の地位」と政治的職務を一族が同時に保有することを制限する。
- 政治的職務の世襲を禁止する。
- 違反が発生した場合の処理のしかたを定める。
- 違反した場合の罰則を定める。

◆◆◆ 5.用語【政閥】 ◆◆◆

ここで言う「政閥」とは、議員を中心とする親族で構成され、社会において、特別に政治的優位性と影響力を持つ一族のこと。選挙の立候補において、政党から公認、推薦、支持を優先的に受ける政治的優位性を持ち、実質的に議員職を世襲で継承することができ、政治活動(利益誘導)が家業となっている、特定の家族や一族。利益誘導政治の中核となる。

*** 署名のお願い ***~~~~~

このサイトでは署名活動を行っております。「署名する」のページに、署名フォームがございますので、こちらをご利用ください。どうかよろしく願いいたします。